

◆タダより高い物はない?!バスツアーでのトラブルにはご注意ください!

バス旅行の途中、宝石店に連れていかれ磁気ネックレス(2万円×10回の分割払い)の信販契約をした。契約書にはクーリング・オフできると書いていたので、販売元に解約を申し出ると「8日でやめると商品の良さが分からない。2~3か月付けてください」と言われた。信販会社に確認すると「解約には応じるが、付けている期間は支払ってもらおう」という。どうすればよいかという相談が寄せられました。(70歳代 女性)



すぐにクーリング・オフ通知を出すよう助言し、無事に契約解除することが出来ました。以前にも同様の相談が寄せられていますので、こちらもご参考ください。

大阪市消費者センター [「無料日帰りバス旅行のトラブル!」](#)

雰囲気流されず、契約する前に本当に必要なものか、よく考えてから契約するようにしましょう。また要らない場合は、はっきりと断る勇気を持ちましょう。契約トラブルにあったら、すぐに大阪市消費者センターにご相談ください。

◆不審な電話はすぐに電話を切りましょう! 「老人ホームの入居権」

(例) 「老人ホームの入居権を譲ってください」
「迷惑をかけないので、名前を貸してください」
「他県で困っている人がいる」 など

見ず知らずの相手から電話が入り、承諾の返事をした後、弁護士から「名前を貸したことであなたは逮捕される」など、様々なことを理由に脅されて、金銭を要求されます。これは劇場型詐欺と呼ばれる特殊詐欺の手口です。

このような電話があれば、相手にせず、すぐに電話を切りましょう。また、お困りの場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター (住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

メインキャラクター
エルちゃん



●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時~午後5時、12/29~1/3を除く)